

競争評価アドバイザーボード 第6回 議事要旨

- 1 日 時 平成 19 年 7 月 6 日（金） 14:00～16:00
- 2 場 所 総務省 11 階 1101 会議室
- 3 出席者
 - ・ 構成員（五十音順、敬称略）
縣公一郎、依田高典、大橋弘、岡田羊祐、辻正次、野原佐和子、
林秀弥、舟田正之、和久井理子
 - ・ 総務省
桜井電気通信事業部長、鈴木事業政策課長、
今川公正競争推進室長、西澤事業政策課課長補佐
大矢料金サービス課課長補佐
- 4 議事内容
○議 事
- 5 主な議論
 - (1) 評価結果（案）に関する意見募集結果及び公開カンファレンス
 - ブランド力については、電電公社以前に起因するものとそうでないものに切り分けて考える必要がある。ブランド力があるからといって、それだけで非難するのは早計ではないか。
 - 公開カンファレンスの参加者の内訳はどのようになっているのか。事業者以外も傍聴していたのか。当該議論が不特定多数にも伝わるような方策を講じていただきたい。
 - ブロードバンド市場においては、競争事業者が設備競争に挑まなくなっている印象。サービス競争の論点も微細なところに終始する傾向にある。ブロードバンド市場における NTT 東西のシェアは 42.1% とのことであるが、印象論ではなく、競争評価で厳密に分析を行う必要があると感じた。
 - 資料 2 p3 では、「固定電話の顧客情報を F T T H の販売に使っている」とあるが、これは現状の制度ではどのような取扱いとなるのか。
→ 禁止行為に当たるかどうか微妙なところ。
 - (2) 評価結果（案）について
 - ※事務局から評価結果（案）の修正箇所について説明があり、特に資料 4 の 1 の中継電話の市場シェアの分析の修正について、特に議論を行った。
 - 修正案では、マイライン・マイラインプラスの 4 区分を通信量で加重平均することであるが、市内通話等の 1 契約と直収電話 1 契約は単位が異なることになるのか。
→ 御指摘のとおり。パブコメ案では、マイライン・マイラインプラスについては県外区分のみを抽出して算出していた。
 - マイライン・マイラインプラスの 4 区分を加重平均して一つにまとめることであるが、4 種類作成しても良いのではないか。
 - 加重平均は通信量で行っているが、経済的側面からは売上高も考えられる。

通信事業者からみて違和感がないかどうか重要ではないか。

NTT東西とNTTコミュニケーションズを別々にするか、一緒にするかでHHIの数値が大きく異なり、議論が分かれるところ。どちらを採用しても事業者から反発が出るのではないか。

- シェアを見る意味を考えることが必要。マイライン・マイラインプラスの4区分は、各々タイプが異なるのではないか。区分ごとに異なるサービスであるとの印象であり、まとめると違和感がある。4区分をセットで、組み合わせた競争が生じているのかがポイントとなるのではないか。
 - 最もシンプルな方法は4区分を分けて示すことであるが、中継電話部分を4区分に分けるのは細かすぎるとの指摘があり、まとめることが出来ないかというのが議論の出発点。利用者は、区分ごとに選択できるが、セットで同一事業者と契約すると割安となる傾向にある。
- NTT分割の時の政治的含意は、各社が競争できるようにするというのではないのか。
- 固定電話において、距離区分の概念が意味を持たなくなるということもあるのではないか。
 - 御指摘のとおり、IP化の進展に伴い、そのような傾向が強まっているのは事実。
 - そもそも固定電話サービスは100%NTT独占で行ってきたもの。中・長距離から競争が促進され、マイライン・マイラインプラスを導入し、NTT再編成では、中距離会社と競争事業者が同等な競争を展開できるようにしたもの。その後、直収電話・CATV電話・OABJ-IP電話サービスの進展に伴い、中継電話市場も変貌を遂げつつあることから、直収電話等も含めて分析をすべきではないか、というのが本修正案の問題意識。
- 中継電話という部分市場に4区分に部分的に更に分けることとなるが、そもそも市場とは競争が行われている場を指すものであり、その点に見合っていれば部分市場が重層化していたとしても構わないのではないか。
- この場合、対象となる市場は、中継電話となるのか。それとも通話全体となるのか。
 - この他、050-IP電話も含まれる。御指摘のとおり、正確には、中継電話ではなく、固定電話の通話全体から050-IP電話を除いたものとなる。
- 中継電話が対象となるサービスについては、新しい概念となり無用な混乱を避けるため、脚注に付記する必要があるのではないか。また、HHIについては、NTT東西とNTTコミュニケーションズを別々にする場合と一緒にした場合を併記すれば中立的ではないか。
 - 御指摘に従い、基本は4区分別々で表記し、参考として通信量で加重平均を取った場合を示すこととしたい。
- 通信量で加重平均を取るとのことだが、OABJ-IP電話は含まれるのか。
 - データの収集上区分ごとに行うのは困難。
- 売上高で加重平均を取るとは可能か。
 - 4区分ごとには困難。
- NTT東西はNTT再編成後は相互に参入し合うことは可能ではなく、排他

的との認識で良いか。
→御指摘のとおり。

※この他、評価結果全般について議論を行った。

○第3章に諸外国のブロードバンドの普及状況が掲載されているが、一般に世帯ごとに契約することが普通であると言えるが、ここでは人口100人ごととなっているが、これは適切と言えるのか。また、各国でブロードバンドの定義が統一されているのかどうかについて、注意が必要ではないか。早くて安いというのが日本のブロードバンドであるが、本資料では凡庸な結果となっていることから、正確な把握を行っていただきたいというのが問題意識。
→固定通信は世帯単位、移動体通信は人口単位で見るのが基本。ITUも含め、欧米では人口単位で把握することが多く、この点について、欧米の各機関のスタッフに提言をしているところ。

○各章にHHIの推移のグラフが掲載されているが、今後、その軸単位を統一すべきではないか。

資料5の総務省の考え方について、「～の参考とさせていただきます。」とあるが、これらには使い分けがあるのか。

競争評価は客観的に市場を評価し、政策に直結しないものと位置づけられているが、逆に、政策反映を行うものであれば当然意味が異なってくる。「個別事例の詳細な検証は行っていない」とあるが、今後行う予定はあるのか。
→参考とする旨の表現については、研究会等の政策決定に関わる論点、次の競争評価で参考とすべき論点等、各々書き分けているところであるが、精査したい。

競争評価の守備範囲は、今の段階では個別の規制とダイレクトに結びつくものではなく、市場の現況をデータ収集等を通じて客観的に示すもの。問題提起を行い、その結果を規制担当が使うか使わないかを判断するということになる。ただし、「ネットワークの中立性に関する懇談会」の作業部会において、ドミナント規制の制度設計の中に競争評価結果をどのように組み入れていったら良いかの議論を行っているところ。今後はそのための準備を進めていきたい。

個別事例については、現在の競争評価手法には適さないものであるが、今後そのような役割が求められれば、検討をして参りたい。なお、今後は、評価結果を踏まえて、競争セーフガード制度において、別途個別事案の検証を行うこととなっている。

○他の意見募集の場合は「受け入れられない」旨の回答が多いのに対し、資料5は、非常に寛容であり、慎ましい回答が多いという印象。

○資料3p1では、「ブロードバンド市場の競争が縮退する傾向」とあるが、設備競争・サービス競争の促進について、難しい局面となっているとの印象を受ける。

○各事業者の経営戦略を踏まえた、中期的視点を組み入れることが重要ではないか。各事業者にフリーハンドを与えるような規制を構築していくことが重要であり、電気通信事業法が対象とする電気通信事業者以外のプレイヤーの動向を踏まえた視点も重要ではないか。

6 今後の予定

- 本評価結果案の修正については、座長一任となり、事務局との調整の上、別途公表することとした。

以 上